令和３年10月12日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策の終了及び

広島県の対処方針の改正について（依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

本県の感染状況は，全県及び広島市においても安定的に警戒基準値を下回る状態となることが見込まれるため，緊急事態措置の終了後，10月１日から取り組んできた「集中対策」については，10月14日をもって終了することとし，外出の削減など行動制限や営業時間の短縮など施設の使用制限に係る要請について，解除します。

一方，今後も感染の再拡大を回避し，現在の感染状況を維持していく必要があることから，継続的に取り組む事項について，「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に記載しました。

つきましては，「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき，感染拡大防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう，よろしくお願いします。

また，上記の内容について，貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）